

外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針 (概要)

第1 趣旨

一般に、外国人労働者は、国内に生活基盤を有していないこと、日本語や我が国の労働慣行に習熟していないこと等から、就労に当たって各種のトラブル等が生じている。

この指針は、これらを未然に防止し、外国人労働者に関して、雇用管理を改善し、適正な労働条件及び安全衛生を確保しつつ就労できるようにするため、事業主が考慮すべき事項を定めたもの。

第2 外国人労働者の範囲

外国人労働者には、永住者及び特別永住者は含まれない。
技能実習生にも適用される。

第3 外国人労働者の雇用及び労働条件に関して考慮すべき事項

1 外国人労働者の募集及び採用の適正化

- (1) 募集等
- (2) 採用

2 適正な労働条件の確保

- (1) 労働条件の明示
 - イ 書面の交付
 - ロ 賃金に関する説明
- (2) 適正な労働時間の管理
- (3) 労働基準法等関係法令の周知
- (4) 労働者名簿等の調製
- (5) 金品の返還

3 安全衛生の確保

- (1) 安全衛生教育の実施
- (2) 労働災害防止のための日本語教育等の実施
- (3) 労働災害防止に関する標識、掲示等
- (4) 健康診断の実施等
- (5) 健康指導、健康相談の実施

4 適正な労災保険給付の確保

- (1) 労災保険制度の周知
- (2) 保険給付の請求等についての援助

5 外国人労働者の雇用の安定及び福祉の充実

- (1) 福利厚生施設
- (2) 生活指導等
- (3) 教育訓練の実施等
- (4) 解雇の予防及び再就職の援助
- (5) 帰国及び在留資格の変更等の援助

第4 外国人労働者の雇用状況の報告

第5 外国人労働者の雇用労務責任者の選任等

第6 技能実習生に関する事項

第7 職業安定機関、労働基準行政機関その他関係行政機関の援助と協力